

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニケーション研究センター

三 代表者の氏名

島岡 將

四 主たる事務所の所在地

橿原市新賀町二三八番地の一 朝日プラザアトリアーナ八木一〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、多文化共生社会を生きる豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を育成するとともに、高齢化社会に対応した学び直しの教育機会を提供し、新しい自己の発見と充実した生き方の応援や高い技術、豊かな知識、働く自信と責任感を養い社会人のキャリアアップや再就職を支援することを目標とした教育活動を行うリカレント教育機関を開設することにより、奈良県中和地区における生涯教育の推進に寄与することを目的とする。